

くらしの法律 シリーズ ⑤

離婚と 離婚後の はなし

「離婚を考えているけど、なにをどう整理すればいいのかわからない」……こんな不安をかかえてお悩みの方もいらっしゃるのでは？ 離婚は夫婦にとっても家族にとっても重大問題。今回は、離婚にあたって考えるべきことや離婚後の課題などをまとめました。



ともに考え、ともに歩む

京都法律事務所

TEL 075-256-1881

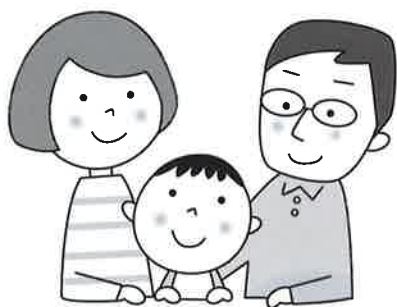
FAX 075-231-8506

離婚の際に決めること

子どものこと…、これからの生活のこと…。離婚の際には、様々なことを考えなければなりません。どんなことを決めておけばいいのか、みていきましょう。

● 子どものこと

- **親権**…離婚後、父母のどちらが親権者となるかを決めます。
- **養育費**…親権者にならなかった親も子どもを養育する義務があります。父母双方の収入状況などをふまえて、毎月の養育費の金額や支払方法、支払期限、支払期間を決めます。
- **面会交流**…子どもと離れて暮らす親と子どもとの交流の仕方などについて決めます。



経済力がないと親権者になれないの？

そんなことはありません。

話し合いで親権者が決まらない場合は、家庭裁判所の判決等によって決められます。この場合、子どもにとって、どちらが親権者となるのが望ましいか、という観点から判断されます。

具体的には、それまでの養育の実績や継続性をもっとも重視されています。離婚後、子どもの生育環境をできるだけ落ち着かせ、情緒を安定させることが大切だからです。収入の高低はあまり重視されないようです。

なお、15歳以上の場合は、その子どもの意見を聴くことになっています。

お金のこと

- **財産分与**…夫婦の協力によって築いた財産を、離婚にあたり、清算します。名義にかかわらず、婚姻後に夫婦の協力によって取得した財産が対象となります。婚姻前に築いた財産や相続で取得した財産は、対象なりません。
- **慰謝料**…離婚されたこと自体を原因とする慰謝料、不貞行為や暴力を原因とする慰謝料などがあります。
- **年金分割**…報酬比例部分（厚生年金、共済年金）の納付記録を、最大2分の1の割合で分割することができます。国民年金（基礎年金）については分割の対象外です。

離婚と税金

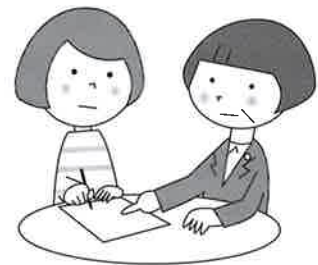
離婚により財産分与を受けた場合、通常は贈与税がかかることはありません。財産分与は、夫婦の財産関係の清算や離婚後の生活保障のためのものだからです。

土地・建物が財産分与された場合は、分与した方が人が譲渡所得税の課税対象となりますが、購入価格よりも時価が低い場合は、譲渡所得税はかかりません。

お忘れなく！

年金分割の請求期限は、原則、離婚などを行った日の翌日から起算して2年以内です。

また、財産分与の請求期限も離婚の時から2年以内です。すみやかに手続きをおきましょう。



※親権については、決まっていないと離婚届が受理されません。そのほかの事項は、決まっていなくても離婚することはできますが、決めておくほうが望ましいでしょう。

離婚の方法

お互いに離婚することは同意しているけれど、離婚の条件について話がまとまらない…。離婚した後で困らないようにしておきたい…。協議離婚がむずかしければ、家庭裁判所に離婚調停を申し立てる方法が考えられます。調停が不成立となれば、裁判離婚という方法があります。

協議離婚

夫婦で話し合いをして合意ができれば、「離婚届」を提出することによって離婚が成立します。

協議離婚には、公正証書を作成する場合と、作成しない場合の2つのパターンがあります。

◆公正証書を作成しない場合

- 届出時期…随時
- 届出先…本籍地または所在地の役所に「離婚届」を提出します。
- 費用…無料
- 特徴…早い。費用の心配がいりません。
□約束や当事者で作成した合意書の場合は、養育費などの支払いが滞っても、ただちに強制執行（給料や預貯金の差押えなど）の申立

をすることができません。

このようなデメリットを避けるためには、公正証書による方法があります。

◆公正証書を作成する場合

- 公証人役場に出向く人…原則として夫と妻の2人が窓口に出向く必要があります。
- 必要なもの…写真付き身分証明書と認印（または印鑑証明書と実印）
- 費用…詳細は公証人役場のホームページなどでご確認ください。

【例】夫が、妻に対し、養育費毎月3万円（子1人3歳、20歳になるまで）及び財産分与200万円を支払う場合

養育費：3万円×12か月×10年分=360万円	→手数料11,000円
財産分与：200万円	→手数料7,000円
	手数料合計 18,000円

このほか公正証書・正本・謄本代が3千円程度（1枚あたり250円）必要です。

- 届出時期…公正証書作成後に「離婚届」を提出することをおすすめします。
- 届出先…本籍地または所在地の役所に「離婚届」を提出します。
- 特徴…比較的早いです。支払いが滞った時に、強制執行を行うことができます。費用がかかります。夫婦間で合意できなければ、公正証書を作成することができません。

調停離婚

家庭裁判所で、調停委員と裁判官が間に入って話し合いを行い、離婚条件を含めて合意ができれば、調停調書に合意内容が記載され、離婚が成立します。

- **調停の申立**…夫または妻
- **調停の管轄**…相手方の住所地の家庭裁判所（または当事者が合意で定める家庭裁判所）
- **費用**…収入印紙1,200円分、切手
- **届出時期**…調停成立日から10日以内
- **届出先**…本籍地または所在地の役所
- **届出に必要なもの**…調停調書の謄本、戸籍謄本、印鑑
- **特徴**…費用が比較的安いです。第三者を介して話し合いができ、希望すれば夫婦が顔を合わせることなく（夫婦が同席せずに）調停を進めることができます。支払いが滞った時に、強制執行を行うことができます。調停は、1～2か月に1度のペースで行われることが多いため時間がかかります。

裁判離婚

家庭裁判所に離婚訴訟を申し立て、民法の定める離婚原因があると認められれば、判決に

よって離婚が成立します。訴訟中に和解によって離婚が成立する場合もあります。

なお、原則として、まずは調停を申し立てなければならず、調停が不成立になれば離婚訴訟を提起することができます。

- **訴訟の提起**…夫または妻
- **訴訟の管轄**…自分または相手方の住所地の家庭裁判所
- **費用**…収入印紙（請求する内容により異なります）、切手

【例】養育費(子1人)及び財産分与200万円を請求する場合
印紙代15,400円

- **届出時期**…判決確定日（または和解成立日）から10日以内
- **届出先**…本籍地または所在地の役所
- **届出に必要なもの**…判決書謄本とその確定証明書（または和解調書の謄本）、戸籍謄本、印鑑
- **特徴**…相手が離婚を拒んでいても、民法所定の離婚理由が存在すれば、離婚が認められます。支払いが滞った時に、強制執行を行うことができます。費用がかかります。時間がかかります。

※上記のほかに「審判離婚」という方法もありますが、あまり利用されていません。

離婚にまつわるQ&A

協議離婚と調停離婚、どちらを選ぶ？

夫婦で話し合い、離婚することや親権者、離婚に伴う金銭的な問題などについて合意ができれば、協議離婚することができます。

合意ができていない場合で、養育費など将来的に金銭の給付がある場合は、“約束どおり支払わなければ強制執行されても構いません”という執行認諾文言の入った公正証書を作成しておく、不払いのときに強制執行をすることが可能になります。

また、合意ができていない場合でも、調停を申し立てて調停調書を作成してもらうこともできます。合意ができない場合は、調停を申し立てる必要があります。

別居後、離婚するまでの生活費をどうする？

婚姻費用（婚姻期間中の生活費）を請求することが考えられます。

夫婦間で話がまとまらない場合は、家庭裁判所に婚姻費用分担請求の調停を申し立てます。調停で話し合いがまとまらなければ、家庭裁判所が審判により婚姻費用の毎月の金額、支払い方法、支払い期限について定めることができます。

なお、婚姻費用が不払いになった場合、調停での合意内容が記載された調停調書や審判をもとに強制執行を行うことが可能です。

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは

DVとは、親密な関係において、配偶者の一方が他方に対してふるう暴力のことです。

たとえば、物を目の前に投げつける、友人との交流を制限する、暴言をはく、という行

為もDVに該当する場合があります。被害を受けた場合は、配偶者暴力相談支援センターや警察に相談することができ、緊急の場合は一時的に保護してもらうこともできます。

自宅マンションの ローンがある…

たとえば夫名義で住宅ローンが組まれている場合、債権者との関係では、返済義務を負っているのは債務者である夫です。ただ、夫婦が共同生活を営むために生じた債務ですので、夫婦共同の債務として財産分与の際に考慮されます。

マンションを売却して残債務を返済し、余剰があれば財産分与の対象財産として夫婦で分けるという方法も考えられます。また、夫がマンションを手離さずにローンの返済を続けたいということならば、マンションの価値分（時価から残債務を控除した金額）の一部を妻が金銭で受領することもあり得ます。

妻がマンションに居住をしたいのであれば、夫との間で賃貸借契約を締結して居住することもあり得ます。



裁判で離婚が認められるのは どんな場合？

相手方が離婚に同意していなくても裁判所が離婚を認めるわけですから、離婚を正当化できるだけの理由が必要です。

- ① 不貞行為
- ② 悪意の遺棄
 - 相手方を捨てて家出したり、相手方を追い出したりする場合です。
- ③ 3年以上の生死不明
- ④ 回復の見込みのない強度の精神病
- ⑤ その他婚姻を継続しがたい重大な事由
 - DV（配偶者からの暴力）
 - 犯罪行為
 - 浪費や勤労意欲の欠如など家庭をかえりみない
 - 人生観や生活感覚の不一致

なお、以上に加えて、長期の別居があれば離婚が認められやすい傾向にあります。

離婚後 どんな手続が必要ですか？

● まずは離婚届の提出を

ようやく離婚が成立。でも、実はその後の手続、いろいろ大変です。

まず、協議離婚以外、つまり調停や裁判で離婚した場合は、裁判所から役所に自動的にその旨の連絡が行ったりはしませんので、離婚した事実を報告するため、10日以内に役所に届出が必要です。

この場合は、協議離婚と違い、離婚届に相手方の署名押印と証人2名の署名押印をする必要はありません。ご自分の署名・押印のみで結構です。この離婚届と、離婚が成立したという事実のみが記載された調停調書や判決書の「省略謄本」（※裁判所から送付されます）を、役所の市民窓口等に提出してください。

提出は、本籍地か住所地の役所になりますが、本籍地以外で提出されますと、そこから本籍地の役所に送って戸籍の変更を行うことになりま

すので、新しい戸籍ができるのに時間がかかります。

● 姓を変えないための手続

結婚により姓が変わった方が、婚姻後の姓をそのまま使う場合には、離婚から3ヵ月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届（通称：婚氏続称届）」の提出が必要です。



保険・年金、お忘れなく！

今まで会社員の夫の健康保険の被扶養者となっていた妻（3号被保険者）が、すぐに就職して社会保険に入らない場合には、国民健康保険（1号被保険者）への切り替えが必要です。

また、年金分割をされた方は、年金分割の按分割合が記載された公正証書・調停調書・判決書等を持参し、年金事務所で年金分割の手続きをしていただく必要があります。

離婚後2年以内の請求が必要ですので、ご注意ください。

子の氏の変更、お済みですか？

離婚時に子がいいて、親権者になった親が新しい戸籍を作った場合、親権者の戸籍にお子さんを入籍するためには、まずお子さんの名字（氏）を親権者の氏に変更する必要があります。婚氏続称をした場合も同様です。

離婚後の新しい戸籍が出来上がったなら（1週間～10日程度）、自分の新しい戸籍とお子さんの戸籍（従前の戸籍にまだお子さんが入っています）を取って、家庭裁判所に「子の氏の変更」の審判を申し立ててください。早い時間に申立すれば、即日に許可が出て、窓口で審判書

を受けとって帰ることも可能です。

交付された審判書を持って、役所に行き、戸籍担当窓口でお子さんの入籍届を提出してください。

離婚後の手続・チェックリスト

- 離婚届の提出（10日以内）
- 婚氏続称届（3カ月以内）
- 保険の切り替え手続（14日以内）
- 年金分割の請求（2年以内）
- 子の氏の変更（期限はないが早期に）
- 子の入籍届（同上）
- 預金口座や契約等の名義変更（随時）
- 車の名義変更（随時）



子どもにまつわること

● 養育費、払ってもらえなかったら？

離婚後によく問題となるのは、お子さんがおられた場合の養育費です。離婚時に養育費の取り決めをしているのは母子世帯の37.7%ですが、そのうち現在も養育費を受けているのは19.7%で、一度も養育費を受けたことがない人は60.7%に上っています（平成23年度厚生労働省全国母子世帯等調査）。

養育費の支払いが止まった場合、まず考えられるのは相手への督促です。弁護士を代理人に立てて離婚した場合は、弁護士に要請して、督促してもらうことが考えられます。



家庭裁判所の調停や審判、裁判などで養育費を決めていた場合は、その家庭裁判所に申し出れば、裁判所から相手方に対し、決められた養育費をきちんと支払うよう、勧告をしてくれます。

それでも支払われない場合は、給料や預貯金の差押など、強制執行をすることになります。ただし、強制執行をするためには、公正証書や調停調書、判決正本等の強制力のある債務名義が必要です。離婚後のためにも、養育費についての取り決めは、口約束ではなく、こうした効力のある書類を作っておくようにしましょう。

● 子の進学費用でお金がかかる

離婚後、お子さんが私学に進学するなど、思ったより学費がかかる、ということもあります。こんなときのため、離婚時に、お子さんの15歳、18歳などの節目に、養育費とは別の教育費として、支払時期や金額を特定できるような具体的な取り決めをしておくことが大切です。

子どもとの交流 — 京男さん(仮称)と都子さん(仮称)の場合は？

○京都にお住まいの京男さんは、都子さんと離婚したばかり。5歳の律くん(仮称)は、親権者である都子さんと一緒に横浜で暮らしています。京男さんは、律くんに会いたいと思いました。

こんな時は、子どもとの面会交流について、京男さんと都子さんが話し合いをする必要があります。もし、当事者間で話し合うことが難しい場合は、家庭裁判所に面会交流の調停または審判を申し立てることもできます。

○京都と横浜は遠いので、京男さんは年に1回しか律くんに会いに行けません。ほかにどんな交流の方法があるのでしょうか。

都子さんの了解が得られれば、定期的に律くんと電話で話をしたり、手紙のやりとりをしたり、入学式や学校行事などの写真を送ってもらったりするという方法が考えられます。

家庭裁判所では、面会交流について考えるにあたり、子の心身の状況、監護状況、子の意思、父母の意思、緊張関係の程度などの事情が総合的に考慮されています。

なお、DV(配偶者からの暴力)があった

ことを理由に、面会交流が認められないこともあるようです。

未成年の子をのこして亡くなったら？

日本は単独親権制ですので、離婚の際には父母のいずれか片方のみが親権者となります。仮に、離婚後に親権者となった親が、未成年の子をのこして死亡してしまった場合でも、生きている親が自動的に親権者に復活する、ということにはなりません。また、いったん指定した親権者を変更することはかなり困難です。

この場合、原則として、子やその親族等利害関係人からの請求で、家庭裁判所が未成年後見人を選任することになります。

もし、生存親に子の代理人になってほしくないなどの事情がある場合は、生前に遺言で、自分亡き後の未成年後見人を指定しておくことも可能です。詳細は、弁護士にご相談ください。



離婚後のお悩みごと全般

再婚したら、何か変わりますか？

再婚しても、元配偶者に自動的に連絡されることはもちろんありません。

ただ、元配偶者との間に子どもがいて、あなたが親権者になっていた場合、再婚相手とその子が養子縁組をすると、その子を養育する義務はまずは養親（再婚相手）が負うべきこととなります。ですから、再婚すると養育費の支払いが受けられなくなります。

反対に、再婚しても、再婚相手と子が養子縁組しない場合は、子については元配偶者に扶養義務がありますから、元配偶者の養育費の支払

義務はなくなりません。もし、再婚したことを理由に養育費の支払いを止められたら、養子縁組していないことを伝え、今までどおりに支払ってもらうよう求めましょう。

元配偶者のローンの督促が来た！

結婚期間中、知らない間に配偶者の連帯保証人になっていたり、連帯保証人になっているのを忘れていて、元配偶者が支払えなくなった借金の返済を急に督促されることがあります。

連帯保証人の責任は、残念ながら、離婚しても自動的に消えることはありません。自分も知らないうちに保証人にされていた場合を除き、分割でも支払うか、自己破産などの法的手続が必要になります。

やはり離婚前に、「抜いておくから」という口約束だけでなく、他の親族に連帯保証人を変ってもらい、その書類ももらっておくなど、確実に連帯保証人を外しておくことが必要です。



子ども独立したし、 旧姓に戻りたい

子どもが小さいうちは、学校で名前が変わるのもかわいそうだし、親と子で名前が違うのもおかしいから、婚氏続称をした。でも、子どもも独立したし、結婚前の姓に戻りたい…。こんな希望を持たれる方もいらっしゃいます。

その場合は、住所地を管轄する家庭裁判所に、氏の変更許可の審判を求めてみましょう。婚氏続称している期間や、社会生活上の不都合の有無などを考慮して、やむを得ない事由があると判断されれば、元の氏に戻ることが認められます。

年金の受給資格は？

年金分割をした場合でも、年金の分割を受けた本人が、原則として25年以上保険料を納付しなければ（または保険料の納付免除を受けて

いなければ）、年金の受給資格を得ることはできません。しかも、配偶者から分割を受けた期間は、本人の納付期間に足されるわけではないので注意が必要です。

弁護士に相談したいけど 費用が心配…

法テラス（日本司法支援センター）が、収入や預貯金額などをもとに定める基準を満たす場合は、当事務所にて、同一事件につき3回まで無料で法律相談を受けることができます。

また、基準を満たす場合は、法テラスの弁護士費用立て替え制度を利用することもできます。

当事務所に相談予約する際、または来所した際に、受付または弁護士にお問い合わせください。





Kyoto Law Office

ともに考え、ともに歩む 京都法律事務所

〒604-0981 京都市中京区御幸町通丸太町下ル御幸町ビル5階
TEL 075-256-1881 FAX 075-231-8506
<http://www.kyotolaw.jp/>

お電話で
ご予約 **075-256-1881**

ご相談
平日 10:00~19:00
土曜 10:00~15:00
(第2土曜を除く)

受付
平日 9:00~19:00
土曜 9:00~15:00
(第2土曜を除く)

ホームページから 24時間受付

京都法律事務所

検索

ご相談申込フォームからお申してください。当日もしくは
翌開所日に、折り返しお電話にてご連絡いたします。



- 地下鉄丸太町線：「丸太町」で下車、①③⑤⑦番出口、徒歩10分
- 京阪鴨東線：「神宮丸太町」から徒歩10分
- ◎お車で越越しの場合は、ビル地階の駐車場をご利用ください

※法テラスの制度も利用できます。



携帯サイトへのアクセスは左のQRコードをご利用ください。
<http://www.kyotolaw.jp/m/>

キ リ ト リ

お知り合いに法律問題で困っている方がおられましたら、このカードをお渡しください

ご紹介カード

このカードをご持参の方は、初回
相談を無料とさせていただきます

相談者のお名前

電話

紹介者のお名前

電話

当事務所とのつながり(団体名など)

※必ず事前にご予約ください

京都法律事務所

くらしの法律セミナー&
相続・遺言
なんでも相談会

自分の亡き後、のこされた家族や財産はどうなるんだろう—
もしものときに備えて、どのような準備をしておけばよいの
か、「相続・遺言」のイマドキのポイントを、弁護士・税理
士がお話しします。

日時・場所

2015年**9月18日(金)**
午後2時～4時 開場・午後1時30分
キャンパスプラザ京都
2階 第2会議室



(京都駅前・ビックカメラ北側)

セミナーのテーマと講師

「遺言と相続のポイント」 弁護士 高山 利夫
「相続税の概要と生前対策」 税理士 三浦 幹雄

セミナー終了後、当会場にて個別の無料相談をお受けいたします。
少々お待ちいただく場合がございます。

お申し込み

定員30名になり次第、
締め切らせていただきます。

参加費
無料

相談料
無料

京都法律事務所

Tel : 075-256-1881 Fax : 075-231-8506

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後7時
土曜日 午前9時～午後3時 (第2土曜日除く)

